

改正

平成30年3月26日条例第10号

明石市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）において使用する用語の例による。

(特別養護老人ホームの基本方針)

第3条 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）を運営する者は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームを運営する者は、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

3 特別養護老人ホームを運営する者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームを運営する者は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ユニット型特別養護老人ホーム等の基本方針)

第4条 ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを運営する者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを運営する者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを運営する者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第5条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備基準)

第6条 特別養護老人ホームを運営する者は、規則で定める基準に従い、事業に必要な設備を備えなければならない。

(職員配置の基準)

第7条 特別養護老人ホームを運営する者は、規則で定める職種、員数及び資格の基準に従い、必要な職員を置かななければならない。

(運営基準)

第8条 特別養護老人ホームを運営する者は、事業の運営にあたっては、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。

(1) 運営規程の制定

- (2) 非常災害対策の実施
- (3) 職員、設備、会計等に関する諸記録の整備
- (4) サービス提供困難時の対応
- (5) 入退所の取扱い
- (6) 入所者及び入居者の処遇に関する計画の作成
- (7) 入所者の処遇の方針
- (8) サービスの取扱方針
- (9) 処遇又はサービスの質に関する評価結果の公表
- (10) 入所者及び入居者の心身の状況に応じた介護の実施
- (11) 食事の提供
- (12) 相談及び援助
- (13) 社会生活上の便宜の提供
- (14) 入所者及び入居者の心身の状況等を踏まえた機能訓練の実施
- (15) 入所者及び入居者の健康管理
- (16) 入所者及び入居者の入院期間中の取扱い
- (16)の2 緊急時等の対応
- (17) 施設長の責務
- (18) 勤務体制の確保
- (19) 職員に対する計画的な研修の実施及びその記録の保存
- (20) 定員の遵守
- (21) 衛生管理等
- (22) 協力病院等の確保
- (23) 秘密保持及び個人情報の取扱い
- (24) 苦情処理
- (25) 地域との連携
- (26) 事故の発生又は再発の防止のための措置及び事故発生時の対応
- (27) 特別養護老人ホームの運営からの暴力団等の排除
- (28) その他適切な特別養護老人ホームの事業の運営に関して必要な事項
(虐待の禁止)

第9条 特別養護老人ホームの職員は、入所者及び入居者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存在する設備であって、第6条に規定する規則で定める基準に適合しないものについては、当該基準（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成30年3月26日条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。